

セミナーの前に。 沖縄県技術士会主催 シンポジウムの紹介。

- ・ **来週** 6月5日(水)
- ・ 13:00開場
- ・ **入場無料**
- ・ パシフィックホテル沖縄2F
- ・ **CPD3.5**

「沖縄の未来をひらく技術者」

沖縄県技術士会創立
40周年記念シンポジウム

プログラム

開催挨拶 13:30~13:40
来賓挨拶 13:40~14:00
【第一部】基調講演 14:00~14:50
【第二部】沖縄の未来を担う技術者の展望 15:00~15:50
【第三部】ハネル討論 16:00~17:00

CPD
3.5
単位を积めます。

日時: 平成25年 6月5日(水)
受付開始13:00~

場所: パシフィックホテル沖縄2F

パシフィックホテル沖縄



参加費: 無料
参加申し込み先: 沖縄県技術士会事務局
TEL: 098-889-5800
FAX: 098-888-1322
URL: <http://www.pe-okinawa.jp/>
E-mail: pe-okinawa@pe-okinawa.jp
※申し込み用紙をホームページからダウンロードして、
申し込みしてください。

主催: 沖縄県技術士会
後援: 内閣府沖縄総合事務局
沖縄県
公益社団法人日本技術士会

技術士を目指して

沖縄県技術士会

川間重一

技術士(建設部門-鋼構造及びコンクリート)
技術士(総合技術監理部門)

高良茂宏

技術士(建設部門-道路)

本セミナーの内容

【午前】

- 技術士とは何だろうか？
- 試験制度
- 一次試験の内容と対策

【午後】

- 二次試験の内容と対策
- 記述式試験対策
- 演習

技術士とは？

科学技術に関する高等の**専門的応用能力を必要**とする事項についての**計画、研究、設計、分析、試験、評価**またはこれらに関する**指導**の業務を行う者をいう。

【法第2条第1項】

技術士制度

科学技術に関する技術的専門知識と高等の応用能力及び豊富な実務経験を有し、公益を確保するため、高い技術者倫理を備えた、優れた技術者の育成

文部科学省所管の資格認定制度

技術士制度

科学技術に関する**技術的専門知識**と**高等の応用能力**及び**豊富な実務経験**を有し、**公益を確保**するため、**高い技術者倫理**を備えた、**優れた技術者の育成**

文部科学省所管の資格認定制度

技術士は、

- ・ 技術士第二次試験に合格し、法定の登録を受けていること。
- ・ 業務を行う際に技術士の名称を用いること。
- ・ 業務の内容は、自然科学に関する高度の技術上のものであること。
- ・ 業務を行うこと、即ち継続反覆して仕事に従事すること。

技術士の特典

技術士の名称独占

[法第57条第1項 名称の使用の制限]

技術士でないものは、「技術士」又はこれに類似する名称を使用してはいけない。

もし、「技術士」でない人が技術士を名乗って、仕事をしちゃうと、

技術士の特典

罰則〔法第62条第3項〕

技術士でない者が技術士又はこれに類似する名称を使用すると、**30万円以下の罰金**に処せられる。

適格者のみに技術士の名称を用いることを認める反面、技術士でない者にはその名称の使用を厳に禁止。技術士制度に対する社会の関心と認識を高めようとするもの。

技術士の特典

医者や弁護士のように、業務特権は認められていない。資格のないエンジニアも立派な仕事ができる。

技術士は、国家認定された高度の技術者として、国の諸制度において有資格者と認められ、あるいは資格試験の一部又は全部を免除される。

技術士の特典

有資格者として認められているもの

- ① 建設業法の一般建設業及び特定建設業における営業所の専任技術者
- ② 建設コンサルタント又は地質調査業者として登録する専任の技術管理者
- ③ 公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督監理を行う者
- ④ 鉄道事業法の鉄道事業における設計管理者

有資格者として認められているもの

国土交通省	設計管理者(鉄道土木、鉄道電気、車両)(鉄道事業法)	第二次試験合格者	建設、電気電子、機械
	宅地造成工事の技術的規準(擁壁、排水施設)の設計者(宅地造成等規制法)	第二次試験合格者	建設
	公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者(下水道法)	第二次試験合格者	上下水道(下水道)
	一般建設業の営業所専任技術者又は主任技術者(建設業法)	第二次試験合格者	機械、電気電子、建設、上下水道、衛生工学、農業(農業土木)、森林(林業、森林土木)、水産(水産土木)、上記を選択科目とする総合技術監理
	特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者(建設業法)	第二次試験合格者	機械、電気電子、建設、上下水道、衛生工学、農業(農業土木)、森林(林業、森林土木)、水産(水産土木)、上記を選択科目とする総合技術監理
	建設コンサルタントとして国土交通省に部門登録をする場合の専任技術管理者(建設コンサルタント登録規程)	技術士	機械(機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体力学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器)、電気電子、建設、上下水道(上水道及び工業用水道、下水道)、衛生工学(廃棄物管理)、農業(農業土木)、森林(森林土木)、水産(水産土木)、応用理学部門(地質)、上記を選択科目とする総合技術監理
	地質調査業者として国土交通省に登録する場合の技術管理者(地質調査業登録規程)	技術士	建設(土質及び基礎)、応用理学(地質)、上記を選択科目とする総合技術監理
	開発許可申請の場合の設計者(都市計画法)	第二次試験合格者	建設、上下水道、衛生工学

技術士の特典

資格試験の一部又は全部を免除

- ① 廃棄物処理施設技術管理者
- ② 労働安全・衛生コンサルタント
- ③ 作業環境測定士
- ④ 一級施工管理技士(土木、電気工事、管工事、造園)
- ⑤ 土地区画整理士
- ⑥ 弁理士
- ⑦ 消防設備士
- ⑧ 気象予報士

資格試験の一部又は全部を免除

〃(付記1)	弁理士	論文試験免除	技術士	主技術部門
国土交通省	気象予報士	学科試験免除	技術士	応用理学
	土木施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設, 上下水道, 農業(農業土木), 森林(森林土木), 水産(水産土木)、上記を選択科目とする総合技術監理
	電気工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	電気電子, 建設、上記を選択科目とする総合技術監理
	管工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	機械(熱工学, 流体工学)、上下水道、衛生工学、上記を選択科目とする総合技術監理
	造園施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設, 農業(農業土木), 森林(林業, 森林土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	土地区画整理士	学科試験免除	第二次試験合格者	建設(都市及び地方計画)
	地すべり防止工事士	一次審査を免除	技術士	建設(土質及び基礎, 河川、砂防及び海岸・海洋, 道路), 農業(農業土木), 森林(森林土木), 応用理学(地球物理及び地球化学, 地質), 環境
	推進工事技士	学科試験を免除	第二次試験合格者	建設, 上下水道 上記を選択科目とする総合技術監理
	舗装施工管理技術者(1級・2級)	受験資格一部認定	第二次試験合格者	建設

技術士の特典は、すばらしい。

守るべき法律。

維持する応用能力。

新しい技術を学んでいく姿勢。

備えておくべき倫理観。

これらが土台となって技術士

技術士及び技術士補の義務

信用失墜行為の禁止〔法第44条〕

技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。

ある一人の技術士が「悪さ」すると、全ての技術士の地位や信頼性が損なわれる。

技術士及び技術士補の義務

技術士等の秘密保持義務〔法第45条〕

技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはなりません。技術士又は技術士補でなくなった後においても同様です。

この違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

技術士及び技術士補の義務

技術士等の**公益確保の責務**〔法第45条の2〕

技術士及び技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければなりません。

- ・会社の利益を優先させるか？
- ・公衆の安全を優先させるか？

技術士等の公益確保の責務

公共の安全、環境の保全等を害することがないように努める。

だから、技術者倫理の徹底。

自分たちの仕事がどのような影響を及ぼすか常に考えることが必要。

技術士及び技術士補の義務

技術士の**名称表示の場合の義務**〔法第46条〕

技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはなりません。

技術士及び技術士補の義務

技術士補の業務の制限等〔法第47条〕

技術士補は、法に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行ってはなりません。法第46条の規定は、技術士補の名称表示についても準用します。

技術士及び技術士補の義務

技術士の資質向上の責務〔法第47条の2〕

技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければなりません。

技術は日進月歩。

「昨日までの新技術」は、

「今日から常識」になっている。

専門の動向を常に意識すること。

論文作成、学会発表など

北部国道事務所管内における 雑草対策の考え方について

キーワード：雑草、影響範囲、詳細調査、
張りコンクリート、雑草抑制植物

川間 重一

(かわま しげいち)

技術士（建設部門）

沖縄総合事務局北部国道事務所

1. はじめに

沖縄県内の道路は、本土復帰以降、整備が急速に進み、併せて道路緑化を積極的に行った結果、景観性が向上し、道路利用者に亜熱帯気候下のイメージを印象づけ「観光立県沖縄」を支えて

は、筆者の属している沖縄本島を管理している北部国道事務所と略す)において、道路維持が目立っている「雑草」に関する

沖縄県技術士会自主研究

道路植栽設計の在り方に関する研究

川間 重一

(かわま しげいち)

技術士（建設部門）

沖縄総合事務局北部国道事務所

宮城 敏明

(みやぎ としあき)

技術士（総合監理・建設部門）

(株)沖縄建設技研

Research II 研究II

沖縄県における道路の植栽に関する課題とその取り組み

川間 重一

道路植栽設計の在り方に関する研究会 研究代表
沖縄県技術士会幹事
KAWAMA Shigeichi

1. 沖縄県における道路植栽の概況

沖縄県における道路植栽は、他府県に比べてどの程度整備されてきたのだろうか？

道路延長に対する道路植栽の指標として道路緑化率を定義し、都道府県別に算出した報告¹⁾がある。これによると、道路緑化率は、全国平均が9.7%であるのに対して、沖縄県は48.8%とトップであり、次いで東京都45.7%、大阪府36.6%、神奈川県29.4%と大都市圏が続く順であることから、本県はわが国でも有数の道路緑化整備が進んでいる地域といえる



写真-1 植栽帯のナンヨウスギ

初年度となる平成23年度の本稿は、具体事例をござらぬに、その写真が意図する内容を理解していただくことに重点を置くこととする。

初年度となる平成23年度の本稿は、具体事例をござらぬに、その写真が意図する内容を理解していただくことに重点を置くこととする。

2. 道路植栽が道路空間に及ぼす影響

(1) 雑草の繁茂

植栽帯や植栽ます、残地緑地帯等（以下「植

写真-1は、加空箱に沿って配植されている

技術士及び技術士補の義務

義務違反に対しては、**秘密保持義務**違反に対しては**1年以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**。〔法第45条〕

行政処分として、技術士又は技術士補の登録の取消し又は2年以内の技術士、若しくは技術士補の**名称の使用停止の処分**を受けます。〔法第36条第2項〕

技術士及び技術士補の義務

技術士がその業務を行うに際して、法律上技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。〔法第56条〕

技術に対する評価が確立しているとは言いがたい日本社会において、技術士の知識・能力が正当に評価されることを求めたもの。

一方、技術士が業務に対して、法外な報酬を請求して社会的な信用を失うことのないよう求めたもの。

沖縄県の技術士

○沖縄県技術士会には162名が登録。

○所属していない技術士も多数。

○沖縄県、沖縄総合事務局、市町村

○地元コンサルタント

○沖縄で工事をしているゼネコン

○過去に名義貸しが問題となった。

○沖縄県に特有の課題は山積。

○よりよい社会資本の充実のため、もっと技術士を増やす必要がある。